

入善町園芸作物 軒先販売継続支援金



新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施しつつ、園芸作物の軒先販売を行う農業者を支援するため、園芸作物軒先販売継続支援金（以下「支援金」）を交付します。

- 対象者 軒先販売を行う
町内農業者（法人を含む）

※裏面記載の交付要件に該当する必要があります

- 支援金額 **1 経営体につき 3 万円**

<申請方法>

次の①から④の書類を、役場がんばる農政課まで提出ください

- ① 申請書兼請求書
- ② 支援金交付要件確認書
- ③ 軒先販売を実施していることが確認できるもの（看板やのぼり旗の写真など）
- ④ 営業の実態が確認できるもの（帳簿書類の写しなど）

※①と②は、がんばる農政課の窓口に設置してあるほか、町のホームページからダウンロードできます。

入善町 軒先販売 検索

<申請期限>

令和2年12月25日（金）



要件等は裏面へ

<交付要件>



次の①～⑥のすべてに該当する農業者

①自らが管理する敷地内で、自らが生産した園芸作物を、不特定多数の人に対し対面販売を行っている

②軒先販売の際に必要な、新型コロナウイルス感染症対策を実施している、もしくは、今後実施する計画がある

③認定農業者、もしくは、新・とやまの園芸産地ビジョン対象品目（※）を軒先販売する農業者である

※新・とやまの園芸産地ビジョン対象品目

入善ジャンボ西瓜、もも、白ネギ、キャベツ、きゅうり、さといも、いちご、ブルーベリー、チューリップ、菊類、いちじく、ぶどう、ブロッコリー など

④令和2年8月31日以前から軒先販売を実施しており、今後も軒先販売を継続する意思がある

⑤看板・のぼり旗などを設置して、軒先販売を実施している（不特定多数の人に対して、軒先販売を実施していることがわかるよう表示している）

⑥軒先販売の販売実績を帳簿書類などに記録している



<申請・問い合わせ先>

入善町役場 がんばる農政課 農政係
TEL : 72-3812